

キッズケアホームにこぴあ
新型コロナウイルス等発生時における事業継続計画

キッズケアホームにこぴあ 管理者 宮田 智子

はじめに

児童発達支援事業所の利用者は、0歳児から18歳までの身体及び発達に支援を要する子どもが利用する施設である。利用者の中には医療的管理が必要で体力低下や免疫力が低下している子どもも含まれる。また、連携している支援関係者、多機関、多職種で福祉職や民生委員、ボランティアといった医療知識が少ない人々も自宅で対象者に接している。

このような利用者に施設内で接する児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員など支援者が正しい新型コロナウイルスの知識を持ち、発生早期から対象者、連携している関係者に根拠のある情報を提供し、地域感染の拡大予防に貢献し、事業継続することは必要である。

I. キッズケアホームにこぴあ事業継続計画の概要

1. 基本方針

1) 当事業所の役割

・当事業所は新型コロナウイルス等の感染症が事業実施地域（奄美市、龍郷町）で流行した際に、地域医療に貢献し信頼される児童発達支援事業所として、支援を継続する。

2) 各発生段階における基本的な対応方針

・海外発生期及び地域未発生期、地域発生早期においても、新型コロナウイルス等に利用者が罹患する可能性があることを踏まえる。

地域感染期には、利用者のため、当該事業所の児童発達支援を継続する。

・児童発達支援に従事する当事業所の職員の安全と健康に充分配慮する。

3) 優先すべき業務

・当事業所の役割を鑑み、当事業所の業務を優先度に基づいて2段階（A、B）に区分し、一定の水準を維持し事業を継続する。なお、地域感染期における被害想定、欠勤率は職員の罹患による欠勤のほか、学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小などにより共働き世帯等の出勤が困難となることを想定し、当事業所は規模が小さいことから政府が想定の40%で検討する。

A<高い>地域感染期でも通常と同様に継続すべき業務

児童発達支援業務（ただし、本人、保護者から欠席の希望があるときは優先する）

レセプト業務

B<低い>地域感染期には一定期間又は縮小・延期出来る業務

保育所等訪問支援（但し電話で出来る場合には適応しない）

2, 児童発達支援継続計画の策定と変更

本計画は、当事業所のメンバーで構成する「新型コロナウイルス等に関する事業所内対策会議（以下「対策会議」という。）により作成された（別紙1, メンバー表）
流行時には、最新の科学的根拠や行政・地域医師会などからの要請を元に、適宜本計画を変更する。

3, 意思決定体制

新型コロナウイルス等の発生時における児童発達支援体制及びその縮小等については対策会議で検討し、法人代表である管理者宮田智子が決定する。

管理者が事故などで不在の時は、児童発達管理責任者（福田亜希子）がその代理を務める。

4, 意思決定に必要な最新情報の収集・共有化

新型コロナウイルス等に関する情報については、名瀬保健所、さらに鹿児島県の通知等を参考に
する。

収集した情報は、職員へLINEや朝礼などを通じて速やかに通知する。

情報入手先リスト（別紙2）また、世界的に報告される科学的根拠のある研究論文を参照する。

II. 未発生期の対応

1, 新型コロナウイルス等発生時の児童発達支援の準備

1) 優先業務の決定と流行への備え

- ・当事業所における業務内容について、優先順位を以下のように決定（準備）する。

（当面 A<高い>；児童発達支援, B<低い>：児童発達支援以外の業務とする。なお、新型コロナウイルス発生時には優先業務の絞り込みと見直しを行い、業務効率化を図る。）

- ・日頃からそれぞれの職員が様々な業務を行えるよう教育訓練を行う。

2) 児童発達支援に確保できる人員と対応能力の評価

- ・地域感染においても出勤でき、対応可能な職員を検討し、リストを作成する。（別紙3）

3) 連絡体制・通勤経路

- ・事業所内の連絡体制（別紙4）

- ・各職員（非常勤含む）の通勤経路及び交通機関が困難な場合の職員の通勤方法（別紙5）

2, 感染対策の充実

1) 感染症対策マニュアル（別紙参考）を見直し、新型コロナウイルス等対策を踏まえて整備する。

2) 教育と研修

- ・利用者・家族と職員の安全確保のため、新型コロナウイルス等に対する基礎知識、マスクや手袋などの個人防具の適切な使用法等について定期的に研修を行う。

3, 在庫管理

- ・新型コロナウイルス等発生時の感染対策用品等のリストを作成し、取扱業者と入手方法を確認しておく（別紙6）

感染対策用品；マスク、手袋、ガウン、ゴーグルなどのフェイスシールド、手指消毒用アルコール

III発生期以降の対応

1, 対策本部の設置

- ・海外発生期以降は、「I, 児童発達支援事業継続計画の概要」で定めた対策会議を対策本部とする。

2, 業務体制

1) 優先業務 A:児童発達支援業務

- ・海外発生期から地域発生早期に、当事業所の児童発達支援提供体制については、書面等で利用者、家族等に周知する。
- ・海外発生期から地域発生早期では、基本的には従来通りの受け入れ体制とする。ただし、事業所内で利用者又は従業員に感染者が発生した際には保健所の指導の元休所とする。休所中は電話で児や保護者の様子を伺いつつ支援を継続して行う。
- ・また、地域発生期において緊急事態宣言等が発令された場合には保護者が就労などの事情で受け入れ先の確保が難しい子どもを優先し、開所する。

2) 優先業務 B：児童発達支援以外の業務、保育所等訪問支援

- ・地域感染期には縮小・中止を検討する。（但し、電話による保育所等訪問支援はこの限りではない）

3, 利用者・家族の健康状態の把握

当事業所を利用する日には朝通所前に家族全員の検温を実施し、本人及びその家族に37.5°C以上の発熱者がいないことを確認していただく。

本人及びその家族が37.5°C以上の発熱を有する場合は医療機関の受診を促し、診断結果により翌日からの登所を判断する。

通所時にも同様に検温を実施する。

4, 新型コロナウイルス等が疑われる利用者・家族への対応

- ・新型コロナウイルス等が疑われる利用者・家族は隔離期間中は保健所の指導に従う。隔離

期間が終了したのちは通所可能とする。

5, 職員への対応

管理者 宮田智子は海外発生期から地域未発生期において、職員全員に適切な指導を実施する。

1) 職員の健康管理と安全確保

- ・職員への感染予防のため、職員が新型コロナウイルス等の感染が疑われる利用者と接触する場合には、その状況に合わせて个人防护具を適切に使用する。
- ・職員は手指衛生をはじめとして科学的根拠に基づく適切な感染対策を行い、万全を期す。
- ・職員等が新型コロナウイルスに感染したと疑われる場合は、速やかに管理者 宮田智子に連絡する。原則として職員本人が感染した場合は保健所の指示に従い、職務停止とする。職員の家族が感染し、濃厚接触者となった場合も同様とする。
- ・職務停止解除は保健所の指示に従う。

2) 職員体制の見直し

- ・地域発生早期移行、職員連絡網、通勤経路などを見直す。(別紙4・5)
- 事業所の機能維持のために職員の児の学校の臨時休校・要介護者発生時等の職員欠勤時対応について毎週検討する。
- ・朝礼や Line で職員の出勤状況を確認する。
 - ・管理者、児童発達管理責任者(リーダー。事務職)で来週の予定、代替者の必要性、支援計画、内容等の変更・調整を検討する。
 - ・地域発生期以降、地域の流行状況や重篤度に応じて優先業務(A.B)の検討し、職員体制の見直しを実施する(別紙3)
- 職員が新型コロナウイルス等に罹患した場合には事業所内感染防止のため事務所を閉鎖し、電話にて支援を提供する。
- ・管理者を含めた職員が新型コロナウイルス等に罹患し、業務を行う職員等が確保できない場合は休業する。

6, 利用者への情報周知

1) 利用者への啓発・広報

- ・当事業所においては流行期に対応した啓発・広報活動を行う。特に新型コロナウイルス等に罹患した際の療法方法、手指衛生、咳エチケット、感染対策用品(マスク、手袋)の使い方等感染拡大防止のために個人や家族が出来ることに津小手、利用者に周知する。

7, 事業機能の維持

1) 事務部門

- ・児童発達支援を継続する上で必要な業務（レセプト業務）を優先的に行う。
- ・全職員及びその家族の健康状況等を把握するとともに、予防接種など職員の業務継続に必要な事を優先的に実施する。

2) 業者連絡先リスト

- ・感染対策用品取り扱い業者

横尾機器：〒894-0062

鹿児島県奄美市名瀬有屋町 29-31

0997-53-8721

- ・委託業者リスト（別紙8）

第IV章 地域発生期における連携体制

1. 地域の連絡会議に参加

- ・未発生期に必要な場合は、名瀬保健所・大島郡医師会等の地域の連絡会議に参加し、地域における各医療機関の方針、当事業所の役割を確認する。

2. 連携

- ・連携期間リスト（行政機関・医療機関・居宅介護事業所等）（別紙10）

3. その他

以上

新型コロナウイルス等に関する事業所内対策会議

作成：令和3年1月29日

別紙1

新型コロナウイルス等に関する事業所内対策会議 メンバー表

所属・役職	氏名
ほほえみ・にこぴあ管理者 会社役員	宮田智子
ほほえみ主任	登島晶江
居宅管理者	川畑美佳子
にこぴあ児童発達管理責任者	福田亜希子

別紙2

情報入手先リスト

新型コロナウイルス感染症について 厚生労働省 (mhlw.go.jp)
鹿児島県 / 「感染拡大警報」発令 (令和3年1月22日~2月7日) (pref.kagoshima.jp)
新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために【国民の皆様へ日本医師会からのメッセージ】 日本医師会から国民の皆様へのお知らせ 医師会の取り組み 国民のみなさまへ 日本医師会 (med.or.jp)
鹿児島県からの各種通知

別紙3

当事業所の受け入れ能力の事前評価

1 基本情報

事業所名称；キッズケアホームにこぴあ

事業所住所：鹿児島県奄美市名瀬有屋町 29-31

職員数：児童発達支援管理責任者 1名 保育士及び児童指導員 6名 事務1名 看護師 1名

2 通常の児童発達支援業務の継続に必要な職員の数

児童発達支援に必要な職員の数：児童発達支援管理責任者 1名 保育士及び児童指導員 6名 事務1名 看護師1名

3 被害想定：欠勤率40%の場合

児童発達支援 8名×0.6=4.8人

(基本的には通常通りの支援を行う。しかし、保護者が自宅で療育出来る場合は休んでいただき、電話やテレビ電話などを利用し、支援を行う)

別紙4 事業所内連絡網

管理者が一斉 LINE に通知する

別紙5 各職員（非常勤含む）の主な通勤経路の一覧

1 徒歩 30 分以内で出勤可能な職員リスト

和光・仲勝	宮田智子	宮田政文
	登島晶江	川畑美佳子
	本田恵子	牧主弥世子
	永野由里子	久倉千登勢
	澤 愛	
浦上町	福田亜希子	
大熊町	法 有紗	平美雪

2 徒歩 30 分～1 時間以内で出勤可能な職員リスト

港町・井根町	寶満ゆきえ	長田フミ子
塩浜町・小俣町	池野日和	泊 和美
浜里・小宿	里 聖希	岡村 みずき
	児玉 直人	
朝仁・小浜	塚越元基	栄 美乃
龍郷町	久保星奈	

別紙6 新型コロナウイルス等発生時の感染対策用品リスト（使用期限・入手方法含む）

項目	定数在庫	使用期限	取扱業者
感染対策用品			
サージカルマスク	10 箱	無	横尾機器
手袋（プラスチック）	10 箱	無	横尾機器
手袋（ビニール）	10 箱	無	横尾機器
ガウン	1 箱（50 枚）	無	横尾機器
フェイスシールド（アイガード）	3 箱（30 枚）	無	横尾機器
手指消毒用エタノール	500m l 3 本		横尾機器
消毒用次亜塩素酸ナト	2000m l		ドラックストア

リウム	1本		
ヘアキャップ	1箱(50枚)	無	横尾機器
スリッパ	10足	無	横尾機器
ビニール袋	1箱(100枚)	無	ドラックストア

別紙7 職員への指導

キッズケアホームにこぴあ職員の皆様へのごお願い

管理者 宮田智子

新型コロナウイルス（COVID-19）に関しては現段階では不明な点も多い事や、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分に連携しつつ、収集し、これらの情報を提供するとともに必要に応じ、利用者、家族に情報提供や相談対応に努めます。職員等に対し、現在の知見の下での COVID-19 に関する適切な知識をもとに、COVID-19 を理由とした偏見が生じないよう職員等の人権に十分配慮します。

職員全員、以下の事を遵守して下さい。

- ・自分の健康管理に努めて下さい。

体温をやや高めに維持し、ビタミンCは意識して接種して下さい。(WHO) 不要な外出は控え、家族全員の免疫力を高めることを心がけて下さい。

職場では、各自でも気が付いた際に換気を行って下さい。毎日、にこぴあ職員がドアノブ谷机等を次亜塩素酸で拭いてくれますが、各自もご協力下さい。

自分の体力を過信せず、だるさや咳等あれば注意しましょう。

毎日、家族全員の体温測定を行い、出勤時には記録して下さい。

本人、あるいは家族が発熱等の風邪症状がみられるときは、管理者に報告して下さい。

風邪症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないも同様

キッズケアホームにこぴあ BCP

です)。強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方は、自宅で療養してください。なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の疾病の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に病院受診してください。

医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

・家族の健康状態にも注意してください

家族にも咳エチケットと手指衛生を徹底し、常に健康状態であるように払いましょう。もし、咳等家族がしている場合「は、マスクの着用及び手指衛生を遵守してください。着用しているマスクのについて、一度着用したものは食卓などに放置せず破棄するようにしましょう。また、マスクを触った後は、必ず手指衛生をします。

廃棄物処理、理念類、衣類などの選択は通常通りで良いです。

具体的な対策を理解してください。

特に注意すべき主な感染症の経路には、飛沫感染、空気感染、接触感染、経口感染、血液媒介感染、蚊媒介感染があり、それぞれに応じた対策を取ることが重要です。（病原体の種類によっては、複数の感染経路を取るものがあることに留意）

1. 飛沫感染

感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に病原体が含まれた小さな水滴（飛沫）が口から飛び、これを近くにいる人が吸い込むことで感染します。飛沫が飛び散る範囲は1～2mです。利用者・家族には様々な感染症に感受性が高い（予防するために免疫が弱く、感染した場合に発症しやすい）方が多く存在します。利用者、家族や職員とは、距離が近く、親しく会話したりしますので飛沫感染には注意が必要です。

感染している人から 2m以上離れることや感染者がマスクを着用などの咳エチケットを確実に実施することが予防に有効となります。

<咳エチケット>

飛沫感染による感染症が職場内で流行することを最小限に食い止めるために、日常的に咳エチケットを実施しましょう。素手のほか、ハンカチ、ティッシュ等で咳やくしゃみを受け止めた場合にもすぐに手を洗いましょう。

ア) 出来るだけ常時マスクを着用する。

イ) とっさの時は袖で口や鼻を覆う

2. 接触感染

感染源に直接接触することで伝播がおこる感染と汚染されたものを介して伝播が起こる関節感染による感染（ドアノブ、手すり等）があります。

通常、接触感染は足田の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しませんが、病原

体が体内に侵入することで感染が成立します。病原体の付着した手で口、鼻又は眼を触ること等によって病原体が体内に侵入します。また、傷のある皮膚から病原体が侵入する場合があります。手荒れの職員は十分気を付けて下さい。

なお、COVID-19の疑いにかかわらず、原則として以下は常に行って下さい。

・利用者宅で初減や呼吸器症状を訴えると家族と利用者、または発熱や呼吸器症状を訴える利用者と介護従事者は一定の距離を保てるように指導してください。

呼吸器症状を呈する利用者や家族、介護者にはサージカルマスクを着用してもらいます。

医療従事者は標準予防策を遵守します。

つまり、呼吸器症状のある利用者の訪問時には、サージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守する。サージカルマスクや手袋等はずす際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、所定の場所に破棄する。さらに手指衛生を遵守し、手指衛生の前に目や顔を触らないように注意します。

別紙 8

緊急連絡先一覧表

機関名	連絡先	機関名	連絡先
奄美市	0997-52-1111	奄美警察署	0997-53-0110
輪内交番	0997-53-5762	鹿児島総合警備保障アルソック	099-251-0994
むかいクリニック	0997-55-1777	鹿児島県立大島病院	0997-52-3611
奄美水道課	097-52-1176	九州電力奄美配電事業所	0120-986-808
奄美市下水道課	0997-52-1401	丸親トーヨー住器ガラス・サッシ	0997-53-3651
奄美ICT(株),	0997-53-3421	保険 車 共栄火災奄美損保	0997-57-6900
AIG(村田)	070-4734-3114	保険 訪看 三井住友海上	03-3259-3017
NTT西日本	116(固定電話から)	保険にこびあ あんしんライフ	0997-54-0080
NTT西日本	080-0200-0116	マザーホーム	0120-77-5589
ガス		セブンプラザまつもと(電気)	0997-53-5126
奄美車検センター	0997-69-3153	中央電化	0997-52-1322